## 静岡県告示第566号

会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年静岡県条例第2号)(以下「条例」という。)第9条第3項に規定する報酬の基本額等(令和2年静岡県告示第268号)の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年9月26日

静岡県知事 川勝平太

			静 尚 県 3		
改正前			改正後		
別表第1 (略)		別	J表第 1 (略)		
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)		職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	
(略)			(略)		
東部児童相談所又は中	規則別表第3アの事務補助の		東部児童相談所又は中	規則別表第3アの事務補助の	
部児童相談所の一時保	職として、条例第9条第2項		部児童相談所の一時保	職として、条例第9条第2項	
護所において、宿直員	を適用した額から、最低賃金		護所において、宿直員	を適用した額から、最低賃金	
の業務に従事する職員	法第7条に従って断続的労働		の業務に従事する職員	法第7条に従って断続的労働	
	に従事する者として、減額し			に従事する者として、減額し	
	た額(1円未満の端数がある			た額(1円未満の端数がある	
	ときは、その端数を切り上げ			ときは、その端数を切り上げ	
	た額)			た額) <u>(ただし、規則別表第</u>	
				3アの事務補助の職として、	
				条例第9条第2項を適用した	
				額(以下「適用額」という。)	
				が最低賃金を下回ることとな	
				った場合は、下回ることとな	
				った日の属する月以降、適用	
				額が最低賃金を上回ることと	
				なった日の属する月の前月ま	
				での間、最低賃金の額を適用	
				額とする。)	
(略)			(略)		
農林事務所又は土木事	(略)		農林事務所又は土木事	(略)	
務所において、用地交			務所において、用地交		
渉業務に従事する職員			渉業務に従事する職員		
			<u>次の各号のいずれも満</u>	最低賃金の額(報酬の基本額	
			<u>たす職員</u>	が最低賃金を下回ることとな	
			(1) 知事部局において	った日の属する月以降、報酬	
			採用するパートタイ	の基本額が最低賃金を上回る	

<u>ム会計年度任用職員</u> <u>こととなった日の属する月の</u> (2) 条例第 9 条第 2 項 前月までの間に限る。)
<u>に規定する報酬の基</u>
<u>本額が本県地域別最</u> 低賃金(以下「最低
<u>賃金」という。)の額</u> <u>を下回る職員</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。